

マイナンバーカードの取得を強要しないことを求める意見書

2019年6月4日、政府はデジタル・ガバメント閣僚会議で、2022年中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定した「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定し、6月21日「骨太の方針2019」で閣議決定した。

マイナンバー制度は2015年10月にスタート。2016年1月から交付開始のマイナンバーカードは、3年たっても13.8%の交付率（交付数約1,755万枚、2019年8月8日現在）にとどまり、最近は日1万枚前後しか交付されていない。それを今後3年余りで1億枚以上交付申請させようとするのは無理があるとしか言いようがない。

2018年11月の内閣府の世論調査でも「マイナンバーカードを今後も取得する予定はない」53.0%、「マイナポータルを利用してみたいとは思わない」62.2%、「マイナンバー制度に特に期待することはない」39.8%であった。

一方、「個人情報の漏えいが心配」は27.0%、「紛失や盗難が心配」も25.0%あった。プライバシー侵害への不安が拭い去れていないにもかかわらず、政府は当初、納税と社会保障、災害関連の3分野に限るとしていた利用の場を拡大する傾向にある。

今回の政府の普及策の第1は、消費税増税対策としてのマイナンバーカードを使った「自治体ポイントによる消費活性化策」である。しかし自治体ポイントは、全国の自治体の1割以下しか実施しておらず、実証実験を行った市町村では制度が複雑で利用が広がらず、費用対効果に疑問が示されている。

普及策の第2は、「マイナンバーカードの健康保険証としての利用」である。しかし患者にメリットがなく、医療機関はセキュリティー対策や窓口でのトラブルに悩まされる。健康保険保険者にも不安が広がっている。誰にもメリットはない。

普及策の第3は、マイナンバーカードの申請の押しつけである。役所に来た全ての住民をカードの申請窓口に誘導するとか、2019年度中に職員や家族にカードを取得させるとか、他の行政機関や企業、病院、店舗、自治会などに職員が出向いて申請を受ける等の「交付円滑化計画」の作成を市区町村に求めている。

マイナンバーカードの取得は、あくまで本人の申請により任意である。総務省も「取得を義務づけることは、本人の協力を強要することになり適当でない」と述べている。自治体や健康保険保険者が、住民や職員、被保険者への取得強要に加担すべきではない。

マイナンバー制度は導入の初期投資に2,700億円、運用に毎年300億円が必要とされる。その上、今回の普及策により、例えば医療機関にカード読み取り機を提供するために150億円の予算計上をするなど、費用対効果の面からも問題である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、マイナンバーカード取得の押しつけを中止することを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司